

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例

青森県再生可能エネルギー共生税条例

青森県環境エネルギー部環境政策課
財務部税務課

1 条例制定に至った背景と経緯

白神山地や八甲田山に代表される本県の豊かで美しい自然環境や景観、歴史・文化等（以下「自然環境等」という。）は、県民共通の財産であり、今を生きる私たちだけがその恵沢を享受するのではなく、これらを良好な状態で未来の世代に継承していくことが重要です。

また、地球温暖化の急速な進行により地球環境が危機的な状況にある中、本県が有するポテンシャルを活かしながら再生可能エネルギーの導入を推進することは、地球温暖化対策において極めて重要であるとともに、エネルギー源の安定供給の観点からも重要性が高

く、地域社会の健全な発展にも寄与するものです。

しかしながら、本県は既に風力発電を中心^くに再生可能エネルギー発電施設（以下「再エネ施設」という。）の立地拠点となつており、その導入が急速に進む中で地域において様々

な問題が顕在化する状況となつていることから、自然環境等と再生可能エネルギー発電事業（以下「再エネ事業」という。）が持続可能な形で向き合い、共存共栄していくためのルールづくりの方針性を示すものとして、令和5年9月に「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」（以下「共生構想」という。）及び共生条例と一体となってその政策効果・実効性を補完するための「青

森県再生可能エネルギー共生税条例」（以下

を発表しました。

森県再生可能エネルギー共生税条例」（以下

「共生税条例」という。からなる「共生制度」の検討を行つたものです。

2 条例の内容（共生条例）

（1）基本的な事項

①対象事業

再エネ施設（出力が2000kW以上の太陽光発電施設又は500kW以上の風力発電施設）を新設又は増設する事業です。

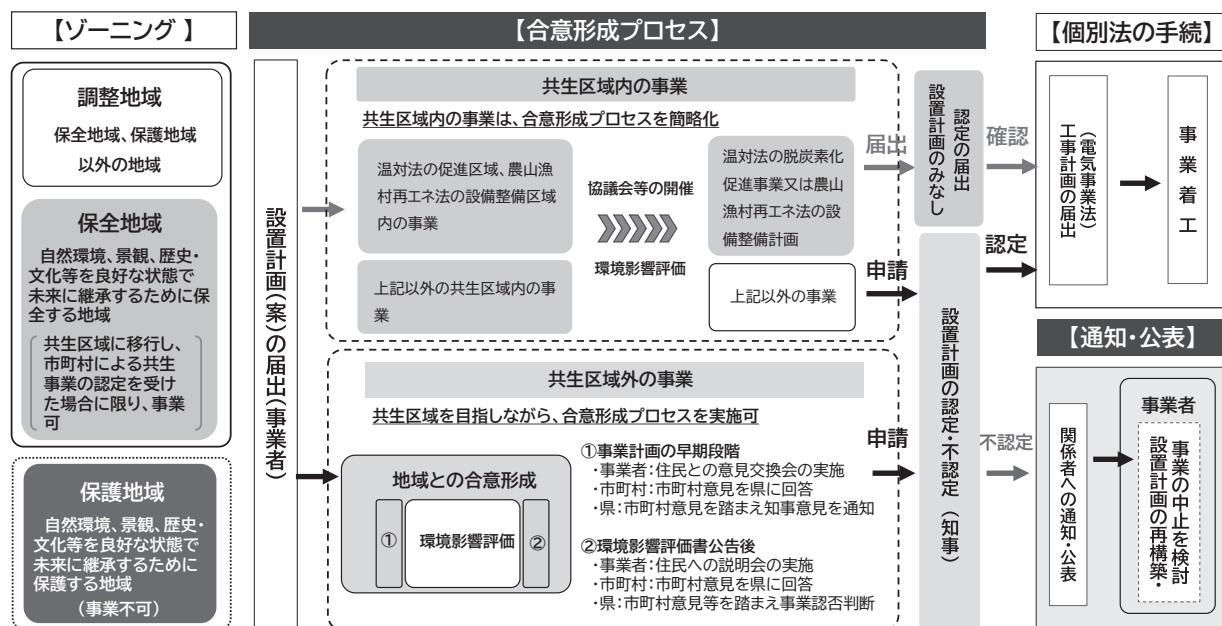
②条例の概要

共生条例は、次の2つの手法を組み合わせることにより、現在の世代が未来の世代に引き継ぐべき自然環境等を保全することを前提に、持続可能な形で本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するものです。これらを経て地域との共生が図られた再エネ施設の設置計画を知事が認定することで、再エネ施設の円滑な導入を促進する制度としています。

イ 地域区分の設定（ゾーニング）

広域的な視点から守るべき環境を保全するため、本県の再生可能エネルギーに対する保護・保全の地域区分をあらかじめ明示し、設置計画の立案段階から地域区分に応じた配慮を求める。合意形成の手続（合意形成プロセス）再エネ施設の設置に当たり、事業者に対し

図表 共生条例全体の流れ



（2）ゾーニングについて

共生条例では県内を保護地域、保全地域又は調整地域の3地域に区分します。その上で、保全地域又は調整地域のうち、市町村が再エネ施設の設置を促進しようとする区域であって、地域との共生が図られると知事が認めた区域を共生区域に指定します。

①保護地域

現行の法令等で特別な価値が認められ、自然環境等を良好な状態で未来に継承するために保護すべき地域です。原則として、国が設置をする場合等の公益上やむを得ないと認められる場合を除き、再生可能エネルギー源を電気へ変換する施設の設置ができない地域です。

②保全地域

現行の法令等で価値が認められ、自然環境等を良好な状態で未来に継承するために保全すべき地域です。原則として再生可能エネルギー

で地域との合意形成に向けた意見交換会及び説明会の開催を義務付けます。

源を電気に変換する施設の設置はできませんが、共生区域に指定された場合には設置することが可能になる地域です。

③調整地域
保護地域及び保全地域以外の地域です。

④共生区域

市町村の申出に基づき、保全地域又は調整地域内の次に掲げる区域のうち、地域の自然環境等と再エネ施設とが共生できると認められる区域を、知事が共生区域に指定します。なお、市町村の申出にかかわらず、県が施策推進上必要と認める区域を共生区域に指定することができます。

イ 地域の自然環境等と再エネ施設とが共生することができるものとして市町村が定めた区域

口 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項第2号の区域

ハ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第5条第2項第2号の区域
共生区域に再エネ施設を設置する際、意見交換会や説明会などの合意形成プロセスの一部を省略できる仕組みとしています。

(3) 合意形成プロセスについて

①意見交換会

事業者が設置計画を検討する早期の段階において、事業者と地域住民等との実効的なコミュニケーションを図ることを目的とした意見交換会の開催を義務付けています。

②設置計画の素案段階から情報提供を十分かつ丁寧に行い、意見交換会を通じて地域住民等の声に耳を傾け、設置計画を検討することにより、事業者にとつても、計画の質を向上させ、手戻りのリスクを軽減できるなどの利点があります。

②説明会

意見交換会や環境影響評価手続の各段階における地域住民等の意見を踏まえ、事業者がどのように配慮して、最終的な設置計画を決定したのか、地域住民等に説明することを目的とした説明会の開催を義務付けています。

事業者は、事業の実施による環境影響予測・評価の結果や関係法令の遵守状況等を説明することで、地域住民等の事業に対する理解の促進を図ります。

(4) 認定手続

事業者は、説明会開催後に県へ設置計画の認定申請を行います。

県は、設置場所の市町村に対して地域の自

然環境等と再エネ施設との共生を図る見地からの意見を求めるとともに、県環境審議会から意見聴取した上で、設置計画の認定・不認定を判断し、事業者にその結果を通知します。

3 条例の内容（共生税条例）

(1) 課税の目的

地域の自然環境等と再エネ施設との共生を図るため、共生条例と一緒にとて、その政策効果・実効性を補完することにより、地域にとつて望ましい再生可能エネルギーの導入につなげることを目的として、法定外普通税「再生可能エネルギー共生税」を課するものです。

(2) 課税の仕組み

①課税対象

出力が20000kW以上の太陽光発電施設又は500kW以上の風力発電施設であって、その事業の用に供しているものが対象です。なお、海域や建築物に設置された施設のか、本条例施行時に現に所在する施設などが、共生条例と同様に、対象外です。

②納稅義務者

課税対象となる再エネ施設の所有者に課税します。

③非課稅事項

国・地方公共団体が所有する再エネ施設のほか、共生条例に定める共生区域に設置された施設は非課税です。

④課税標準等

賦課期日（1月1日）現在における再エネ施設の再生可能エネルギー源ごとの出力の合計である総発電出力に、税率を乗じて税額を算定します。

⑤税率

共生条例に定める地域区分に応じて、再生可能エネルギー源ごとに定めています。

太陽光発電施設の場合

保護地域	410円／kW
保全地域	410円／kW
調整地域	110円／kW

風力発電施設の場合

保護地域	1990円／kW
保全地域	1990円／kW
調整地域	300円／kW

（3）徴収方法等

納稅義務者に対して、賦課徴収に係る申告義務を課し、県から納稅通知書を交付する普通徴収の方法により徴収します。

また、納期は4月、7月、12月及び翌年2月の4期です。

（4）施行期日

総務大臣の同意後、規則で定める日から施行します。

4 条例に関連した取組と今後の展望

両条例を3月28日に公布後、共生条例の施行規則を4月19日に公布し、ゾーニングの具体的な内容を5月21日に告示しました。さらに共生条例に関する理解を促進するため、運用ガイドラインを作成しました。

また、制度の検討過程においては、その状況を隨時公表していたほか、関係機関からの意見聴取やパブリックコメント等を実施した上で制定しました。制定後も施行までの間に事業者向け・市町村向けの各説明会を実施しました。今後は共生のあり方等について、県民が理解を深め、自ら考えるきっかけとなるイベント等の開催を予定しています。

制度の適切かつ円滑な運用を行い、地域と自然環境等との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を進めてまいります。

共生条例HP



共生税条例HP

